

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>【水質汚濁防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出水の排出の規制等（第3条～第14条の4） ・ 水質の汚濁の状況の監視等（第15条～第18条） ・ 報告及び検査（第22条） <p>【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業所の設置の許可等（第3条～第15条） ・ 災害時の特例（第16条～第17条の2） ・ 環境管理事業所等（第18条～第24条） ・ 水質の汚濁（第28条～第31条） ・ 指定事業所等に対する命令等（第34条～第36条） ・ 化学物質の適正な管理（第39条～第42条の3） ・ 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止（第58条～第58条の6） ・ 特定有害物質使用地の適正管理（第59条～第63条の3） ・ 環境情報の提供（第97条～第101条） ・ 周辺の地域の環境への配慮の促進（第101条の2・第101条の3） ・ 報告の徴収等（第108条～第111条） ・ 緊急時等の措置（第112条・第112条の2） ・ 環境汚染発生時等の措置（第113条～第113条の7） <p>【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告及び検査（第11条） ・ 市町村が処理する事務（第14条） <p>【土壌汚染対策法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染状況調査（第3条～第5条） ・ 区域の指定等（第6条～第13条） ・ 汚染土壌の搬出時の措置（第16条～第21条） ・ 汚染土壌処理業（第22条～第28条） ・ 報告及び検査（第54条）
	<p>※各根拠法令は主だった条文を掲載</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>【大気汚染防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じんに関する規制（第18条～第18条の4） ・ 報告及び検査（第26条） <p>【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業所の設置の許可等（第3条～第15条） ・ 災害時の特例（第16条～第17条の2） ・ 環境管理事業所等（第18条～第24条） ・ 大気の汚染及び悪臭（第25条～第27条） ・ 指定事業所等に対する命令等（第34条～第36条） ・ 化学物質の適正な管理（第39条～第42条の3） ・ 屋外における焼却の制限（第49条） ・ 自動車の駐車時における原動機の停止（第94条～第96条の2） ・ 環境情報の提供（第97条～第101条） ・ 周辺の地域の環境への配慮の促進（第101条の2・第101条の3） ・ 報告の徴収等（第108条～第111条） ・ 緊急時等の措置（第112条・第112条の2） ・ 環境汚染発生時等の措置（第113条～第113条の7） <p>※各根拠法令は主だった条文を掲載</p>

法的 実施根拠	あり
<p style="text-align: center;">根拠法令 抜粋</p>	<p>【騒音規制法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の指定（第3条） ・ 特定工場等に関する規制（第4条～第13条） ・ 特定建設作業に関する規制（第14条・第15条） ・ 測定に基づく要請及び意見（第17条） ・ 常時監視（第18条） ・ 公表（第19条） ・ 報告及び検査（第20条） ・ 電気工作物等に係る取扱い（第21条） ・ 騒音の測定（第21条の2） ・ 関係行政機関の協力（第22条） ・ 政令で定める町村の長による事務の処理（第25条～第27条） ・ 深夜騒音等の規制（第28条） <p>【振動規制法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の指定（第3条） ・ 特定工場等に関する規制（第4条～第13条） ・ 特定建設作業に関する規制（第14条・第15条） ・ 測定に基づく要請（第16条） ・ 報告及び検査（第17条） ・ 電気工作物等に係る取扱い（第18条） ・ 振動の測定（第19条） ・ 関係行政機関の協力（第20条） ・ 条例との関係（第23条） <p>【悪臭防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制等（第3条～第12条） ・ 悪臭防止対策の推進（第14条～第17条） ・ 報告及び検査（第20条） ・ 関係行政機関等の協力（第21条） ・ 経過措置（第22条） ・ 条例との関係（第23条） <p>【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業所の設置の許可等（第3条～第15条） ・ 災害時の特例（第16条～第17条の2） ・ 環境管理事業所等（第18条～第24条） ・ 騒音及び振動（第32条～第33条の2） ・ 指定事業所等に対する命令等（第34条～第36条） ・ 拡声機騒音の規制（第53条） ・ 食店等における夜間騒音の防止（第54条～第56条の5） ・ 環境情報の提供（第97条～第101条） ・ 周辺の地域の環境への配慮の促進（第101条の2・第101条の3） ・ 日常生活に伴う騒音公害等の防止（第102条） ・ 報告の徴収等（第108条～第111条） <p>【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告及び検査（第11条） ・ 市町村が処理する事務（第14条） <p>※各根拠法令は主だった条文を掲載</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】</p> <ul style="list-style-type: none">・地盤の沈下の防止（第73条～第86条） <p>※各根拠法令は主だった条文を掲載</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>【昭和48.12.27 環境庁告示第154号】</p> <ul style="list-style-type: none">・環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。（以下略）

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>【公害紛争処理法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の処理（第49条） <p>【環境基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の責務（第4条） ・ 環境施策（第8条） <p>【茅ヶ崎市自治基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加（第16条） ・ 市民の公益活動（第25条～第27条） <p>【茅ヶ崎市市民参加条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の責務（第4条） <p>※各根拠法令は主だった条文を掲載</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>【公害紛争処理法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の処理（第49条） <p>【環境基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の責務（第4条） ・ 環境施策（第8条） <p>【茅ヶ崎市自治基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加（第16条） ・ 市民の公益活動（第25条～第27条） <p>【茅ヶ崎市市民参加条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の責務（第4条）
	<p>※各根拠法令は主だった条文を掲載</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>【環境基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務（第4条） ・環境施策（第8条） <p>【茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務（第3条） ・土地の適正管理（第8条） <p>【茅ヶ崎市自治基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加（第16条） ・市民の公益活動（第25条～第27条） <p>【茅ヶ崎市市民参加条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務（第4条） <p>【美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の責務（第10条） ・市町村の要請（第18条） ・海岸漂着物等の発生の抑制（第22条～第24条） ・民間の団体等との緊密な連携の確保等（第25条） ・海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発（第27条） <p>【空家等対策の推進に関する特別措置法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の責務（第4条） ・立入調査等（第9条） ・空家等の所有者等に関する情報の利用等（第10条） ・所有者等による空家等の適切な管理の促進（第12条）

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の処理等（第 6 条の 2） <p>【茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理手数料（第 3 5 条） <p>【茅ヶ崎市手数料条例】</p> <p>【浄化槽法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置等の届出、勧告及び変更命令（第 5 条） ・ 設置後等の水質検査についての勧告及び命令等（第 7 条の 2） ・ 浄化槽管理者の義務（第 10 条の 2） ・ 使用の休止の届出等（第 11 条の 2） ・ 廃止の届出（第 11 条の 3） <p>【茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例】</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	【寒川町と茅ヶ崎市とのし尿処理の事務委託に関する協定書】

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	【2市1町広域連携の規定】

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 清潔の保持等（第5条第6号） <p>【藤沢市との協定】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 協定書（昭和60年10月3日締結）・ 辻堂駅周辺地域都市再生事業に伴う辻堂駅改良事業に関する藤沢市及び茅ヶ崎市の基本協定書（平成17年11月28日締結）